

上場投資信託の信託約款変更のお知らせ

平成 27 年 7 月 21 日

各 位

管理会社名	ワールド・ゴールド・トラスト サービスズ・エルエルシー (管理会社コード 13264)
代表者の 役職・氏名	最高財務責任者 サマンサ・マクドナルド
代理人の 居所又は住所	東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号アーク森ビル 西村あさひ法律事務所
代理人の 役職・氏名	弁護士 伊東 啓
連絡先 担当者氏名	西村あさひ法律事務所 弁護士 伊東 啓
電話番号	03-5562-8500

当社は、平成 27 年 2 月 26 日付「上場投資信託の信託約款変更のお知らせ」にてお知らせ致しました通り、当社がスポンサーであり管理会社となっている SPDR®ゴールド・シェア（銘柄コード：1326）につきまして、スポンサーとしての当社と受託者としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンとの間の SPDR®ゴールド・トラスト（以下「本信託」といいます。）の 2004 年 11 月 12 日付信託約款（その後の変更を含み、以下「本信託約款」といいます。）の変更について、平成 26 年 6 月 20 日付「上場投資信託の信託約款変更のお知らせ」にて詳細をお伝えした変更内容（以下「本変更案」といいます。）につき、本信託の 51%の必要多数の受益者から承認を得ました。

上記平成 27 年 2 月 26 日付お知らせでは、本変更案は、将来の日において本信託約款の第 5 修正に組み込まれる旨お伝えしましたが、その後、本信託の純資産価額を決定する際に、従来の「ロンドン金値決め」に代わり、ロンドン貴金属市場協会（London Bullion Market Association）が採用する新しい金価格によって、本信託の純資産価額を決定することに関して、本信託約款の第 5 修正が平成 27 年 3 月 20 日付で締結されましたので（平成 27 年 3 月 23 日付「上場投資信託の信託約款変更のお知らせ」ご参照）、この度、本変更案は、本信託約款の第 6 修正に組み込まれることとなりました。第 6 修正は、平成 27 年 7 月 17 日に効力を生じます。

別紙 信託約款の第 6 修正（和訳）

以 上

[訳 文]

SPDR® GOLD TRUST**2004年11月12日付****信託約款****2015年4月14日付第六修正**

この2015年4月14日付修正(以下「本修正」という。)は、World Gold Trust Services, LLC (以下「スポンサー」という。)を SPDR® Gold Trust (以下「本信託」という。)のスポンサーとし、The Bank of New York Mellon (以下「受託者」という。)を本信託の受託者として2004年11月12日付で締結された本信託の信託約款(随時の修正を含み、以下「本信託約款」という。)を修正するものである。

スポンサーは、本信託がスポンサーへ年率で本信託の日次純資産価額の0.40%を手数料として支払う代わりに、スポンサーが、本信託の通常の手数料および費用を負担する単一手数料構造を導入することを主たる目的として、本信託約款の改正を提案する(以下「議案1」という。)。また、スポンサーは、マーケティングおよびその他のサービスを本信託に提供する関連会社をスポンサーが雇用することを認める目的でも本信託約款の改正を提案する(以下「議案2」という。)。スポンサーは議案1および議案2の双方が、本信託の発行済 SPDR® ゴールド・シェアの少なくとも51%を保有する受益者の指示に従って行動するDTC参加者の同意が必要であることを決定した。かかる同意を得るため、スポンサーは、2014年6月19日、同意勧誘趣旨書を準備し、議案1および議案2に対する同意を勧誘するために受益者に対して送付した。

スポンサーは、受託者から、本信託の発行済 SPDR® ゴールド・シェアの少なくとも51%を保有している受益者が、議案1および議案2の双方に同意したとの確認を受領した。

本信託約款第10.01条は、関連する部分において、スポンサーおよび受託者が、「発行済 SPDR® ゴールド・シェアの少なくとも51%を保有する受益者の指示に従って行動するDTC参加者の同意により、本信託約款の規定の追加、規定の変更もしくは削除、または受益者の見地の変更を行うため」に随時、本信託約款の修正を行うことができる旨を定めている。

本修正を本修正の当事者および受益的所有者に対する法的拘束力を有する有効な証書とするために必要な条件および要件は全て充足されている。

従って、スポンサーおよび受託者は以下の通り合意する。

1. A. 本信託約款第1章の「調整済純資産価額」の定義は、本書により削除される。
- B. 本信託約款第2.01条の(10)、(12)および(13)は、本書により以下の通り読み換えられる。
 - (10) 各営業日において、(i)第2.03条および第2.05条の記載に従いバスケット設定金預託数量を、(ii)第4章の記載に従い本信託が保有または受領する金の評価を、(iii)第5.01条の記載に従い本信託の純資産価額とSPDR® ゴールド・シェア1口当たり純資産価額を決定すること。
 - (12) 第3.05条の記載に従って本信託の一定の費用を積み立て、支払い、第3.05条(c)に従って当該費用を支払うための現金を調達するために金を売却すること。
 - (13) 第3.05条(d)の記載に従って、現金口座の任意の余剰現金を受益的所有者に配分すること。

C. 本信託約款第3.05条の(a)、(b)および(c)は、本書により以下の通り読み換えられる。

第3.05条 スポンサー負担費用、所定の控除および分配

- (a) 本約款の効力発生日において、スポンサーは以下の手数料および費用の支払いに責任を負うものとする。
 - (1) 第8.04条に定める、受託者の通常業務ならびに通常の立替払費用の支払いに係る手数料
 - (2) スポンサーの書面による事前の承認を条件として、本約款に基づき認められる場合に受託者が雇用した代理人に支払われる報酬
 - (3) 特定金口座契約および非特定金口座契約に基づき、スポンサーが支払うべき当初カस्टディアンの手数料、費用およびその他の賦課金ならびにスポンサーの書面による事前の承認を条件として、(i)金の保管、預託または引き渡しならびに金の保管および保護預かりに関する業務についてのその他の手数料、費用および賦課金(本書または参加者契約に定める(y)受託者が行う業務についての手数料および(z)預託者または解約を行う参加者が負担する費用を除く。)ならびに(ii)カストディ契約に従って、他のカストディアンが請求する手数料、費用および賦課金
 - (4) 第3.10条に記述された方法で受益的所有者と連絡を取るために発生する、会計年度において総額500,000ドルを上限とした費用
 - (5) 本信託の監査および会計の手数料および費用
 - (6) 会計年度において総額500,000ドルを上限とした、(i)スポンサーおよび本信託、(ii)カストディアンならびに(iii)受託者(第8.01条(h)に基づく)の弁護士報酬および費用(訴訟にかかるコストを含む。)
 - (7) SPDR® ゴールド・シェアの保管について預託期間に支払われる手数料
 - (8) 設定バスケットを発行するために、第10.02条に従ってSPDR® ゴールド・シェ

アの登録を現在の基準で維持するために必要な、連邦および州の年間手数料、ならびに募集および販売のためのSPDR® ゴールド・シェアの登録、資格要件具備、それらの維持または終了、本取引所または1もしくは複数の他の取引所または証券市場へのSPDR® ゴールド・シェアの上場、上場の維持または終了、および連邦法、州法または外国の証券法もしくは他の法律に基づき必要とされる本信託の継続開示およびその他の報告書または書類の準備および提出に関連した手数料および費用を含む、第10.02条で記述されたその他の手数料および費用

- (9) 本信託およびSPDR® ゴールド・シェアについて記述したマーケティング資料の印刷および配付に関わる費用(関連する弁護士費用、コンサルティング費用、広告およびマーケティング費用ならびに立替払費用を含む。)
 - (10) 第3.08条(b)に規定された当初マーケティング・エージェントの手数料および第3.08条(b)に従ってスポンサーの承認を受けた当初マーケティング・エージェントの通常立替払費用
 - (11) 第7.04条に定めるところにより、上場コストおよびスポンサーによるSPDR® ゴールド・シェアのマーケティングを含む、本信託のウェブサイトの維持に関連した費用
 - (12) 本約款に基づいてスポンサーが明示的に支払うべきその他の費用
- (b) 本信託に生じ、支払われるか、または本信託に生じ、支払われる可能性のある費用を以下に示す。
- (1) 第7.04条に定めるスポンサーの手数料
 - (2) 特定金口座契約および非特定金口座契約に基づき、本信託のために受託者が支払うべき当初カストディアン費用およびその他の賦課金((i)関連する税、義務および政府賦課金ならびに(ii)当初カストディアンに対する補償義務を含む。)ならびにスポンサーの書面による事前の承認を条件として、(i)金の保管、預託または引き渡しならびに金の保管および保護預かりに関する業務についてのその他の費用および賦課金および(ii)カストディ契約に従って、他のカストディアンが請求する費用および賦課金
 - (3) 第8.04条(b)に記載する受託者の費用および本約款に従って行う特別な役務についての受託者の手数料
 - (4) 本約款に定める税、およびその他の行政による課金。
 - (5) 設定バスケットまたは解約バスケットに関連して受託者が支払う税、手数料および課金
 - (6) 本信託、金を含む本信託の資産、SPDR® ゴールド・シェアについてスポンサーに課された税またはその他の政府賦課金
 - (7) 受託者被補償当事者またはスポンサー被補償当事者が、本信託および受益的所有者の権利と利益を保護するためにとった措置にかかる費用およびコスト

- (8) 本約款の条項(第7.05条および第8.05条を含む。)に規定された受託者またはスポンサーの補償
- (9) 第3.10条に記述された方法で受益的所有者と連絡を取るために発生する、会計年度における総額500,000ドル超の費用
- (10) 第10.05条で定められたスポンサーの未払い補償義務に関連する引受人およびマーケティング・エージェントおよび参加者への払い戻し
- (11) (i)スポンサーおよび本信託、(ii)カストディアンならびに(iii)受託者(第8.01条(h)に基づく)の弁護士報酬および費用(訴訟費用を含む。)が会計年度につき総額500,000ドルを超える場合の額
- (12) 第3.05条(a)に基づき、スポンサーが負担しないその他のすべての本信託の費用(本約款に基づき、本信託に請求できると特定されるその他のすべての費用を含む。)
- (c) 受託者は、スポンサーから命じられたときには、上記第(b)項に列挙された費用を含め本信託の費用の支払いを行うのに必要な数量の金を、必要な時期に売却するものとし、かかる指示がないときには、自身の裁量によって同様に売却することができる。受託者は、本信託の金以外の資産を最小限に抑えるという意図の元に、かかる時点において、支払い期限が到来した費用の支払いを行うのに最低限必要な数量の金を売却する最終的な権限を有している。受託者もスポンサーも、行った金の売却によって発生した損失または価格下落に対していかなる責任も負わないものとする。さらに受託者は、スポンサーの指示に従って行った売却によって発生した価格下落または損失に対して何らの義務を負うものではなく、いかなる方法においても責任を負わないものとする。
- D. 本信託約款第 3.06 条の最後の一文は、本書により以下の通り読み換えられる。
年次報告書の作成および配布にかかる費用は、第3.05条(a)に基づき、スポンサーが支払うものとする。

- E. 本信託約款第 3.08 条(a)および(b)は、本書により以下の通り読み換えられる。

第3.08条 弁護士、マーケティング・エージェント、スポンサーの活動

- (a) スポンサーは、その時々において、本信託を代理し、金の処分または取得に関連する法的事項を含む金および本信託に関連する法的サービスを行う弁護士を雇用することができる。かかる弁護士の報酬および費用は、第3.05条(a)および(b)の規定により、スポンサーまたは本信託が支払うものとする。
- (b) SPDR® ゴールド・シェアのマーケティングにおいてスポンサーを支援するために(かかる支援には、マーケティング・プランの開発と実施およびマーケティング資料の準備を含むが、これに限らない。)、スポンサーは、本約款の締結と同時に、当初マーケティング・エージェントと本約款別紙E-2の様式によるマーケティング・エージェント契約を締結するものとする。スポンサーは、その時々において、スポンサーが決定する条件において、スポンサーが決定する追加または後任のマーケティン

グ・エージェントを雇用することもできる。当初マーケティング・エージェントは、スポンサーおよび当初マーケティング・エージェント間の別途書面による合意に従い、その通常業務についてスポンサーから手数料を受領する権利を有する。当初マーケティング・エージェントは、スポンサーの事前承認(承認するかしないかはスポンサーの単独の裁量による。)を条件に、マーケティング・エージェント契約に基づいて負担する通常の立替払費用の支払いを受ける権利を有する。後任または追加のマーケティング・エージェントの手数料および費用は、スポンサーがその時々において定める方法により、スポンサーから支払われ、または払い戻される。スポンサーは、当初マーケティング・エージェントの不履行または不正行為について責任を負うものではなく、後任または追加のマーケティング・エージェントについては、スポンサーがかかる後任または追加のマーケティング・エージェントを合理的な注意義務を払って選任している場合には、その不履行または不正行為に対して責任を負わないものとする。受託者は、スポンサーがマーケティング・エージェントと締結した契約の条件、価値もしくは有効性、またはマーケティング・エージェントの不履行または不正行為について、責任を負わないものとする。当初マーケティング・エージェントとのマーケティング・エージェント契約が有効である限り、スポンサーおよび当初マーケティング・エージェントが別段に定めた場合を除いて、本信託の名称は、本約款の前文に明記されたものとする。

- F. 本書により、以下の新設された第 3.08 条(c)が本信託約款に追加される。
- (c) SPDR® ゴールド・シェアのマーケティングおよびその他の活動においてスポンサーを支援するために、スポンサーは、第7.04条に従い、本信託のマーケティング活動を実施するために、1または複数の関係人を雇用することができる。
- G. 本信託約款第 3.10 条(f)は、本書により以下の通り読み換えられる。
- (f) 前述のように、受託者は、預託機関またはそのノミニエーを、本約款で明示的に定められたものを除くあらゆる目的のために、すべてのSPDR® ゴールド・シェアの所有者として認める。受益的所有者に対するすべての通知、計算書およびその他の連絡の伝達は、以下の通り効力を生じる。預託契約に従って、預託機関は、請求をもって、各DTC参加者のSPDR® ゴールド・シェアの保有口数のリストを受託者に提供することを要する。受託者は、かかる各DTC参加者に対して、当該DTC参加者を通じて直接または間接にSPDR® ゴールド・シェアを保有する受益的所有者の数を問い合わせるものとする。受託者は、かかる通知、計算書または連絡が当該DTC参加者によって当該受益的所有者に直接または間接に伝達されるように、当該通知、計算書またはその他の連絡の十分な部数を、当該DTC参加者が合理的に要求する形式、数量および場所で提供するものとする。さらに、スポンサーまたは本信託は、第3.05条(a)および(b)の規定により、当該各DTC参加者に対して、適用されるすべての制定法および規制上の要件に従って、当該伝達にかかる費用を弁済する額を支払うものとする。
- H. 本信託約款第 5.01 条は、本書により以下の通り読み換えられる。

第5.01条 信託の評価

各営業日の評価時刻において、受託者は、本信託の発生済み未払いの手数料、費用およびその他の債務のすべてを、受託者が第4.01条に従って決定した金の価値および本信託の他のすべての資産(準備口座に貸記されている金額を除く。)の合計から差し引くものとする。この結果として得られる値が、本信託の「純資産価額」となる。受託者はまた、本信託の純資産価額を、評価が行われる日の評価時刻において発行済みのSPDR® ゴールド・シェアの数で除すものとし、この結果として得られる値が「SPDR® ゴールド・シェア1口当たり純資産価額」となる。本第5.01条の目的のため、(i)購入請求に基づき交付するSPDR® ゴールド・シェアは、当該購入請求日の翌第一営業日の開始時において発行済みと考えられ、(ii)解約請求に基づき交付されるSPDR® ゴールド・シェアは、当該解約請求日の翌第一営業日以降、発行済みではないと考えられるものとする。0.01ドルに満たない端数はかかる評価においては無視される。

純資産価額およびSPDR® ゴールド・シェア1口当たり純資産価額は、米国で一般に認められた会計原則に従って計算するものとする。発生済みであるが未払いの手数料、費用および債務についての受託者の見積もりは、本信託に関係するすべての人にとって最終的なものであり、実際に支払われた額と見積額との相違を理由として、本約款に従って行われる計算におけるいかなる訂正または修正も不要であるものとする。

I. 本信託約款第 7.04 条は、本書により以下の通り読み換えられる。

第7.04条 スポンサーの報酬

スポンサーは、本約款に基づく業務、本信託のウェブサイトの維持(ライセンス費用を含む。)およびSPDR® ゴールド・シェアのマーケティングに関して提供される業務の遂行に対する報酬として、ならびに第3.05条(a)に規定されるスポンサーによる報酬および費用の支払いのために、1年につき、(i)第4.01条に従い受託者が決定する金の価値および本信託の他のすべての資産(準備口座に計上されている金額を除く。)から(ii)本信託の発生済み未払いの手数料、費用および債務(当該手数料が計算される日の前の営業日時点のものとし、当該手数料は日々計算されて発生し、毎月後払いされる。)を差し引いた金額の0.40%に相当する額の報酬を受け取るものとする。スポンサーは、スポンサーが負担した費用について、第3.05条(b)に基づき本信託に請求できる範囲での費用に限り、本信託から償還を受ける権利を有する。ただし、本約款に基づきスポンサーによる遂行が要求される業務を代理人が行う場合の代理人報酬については、スポンサーは本信託にこれを請求する権利を有しない。受託者は、本第7.04条に従ってスポンサーに対して支払われた金額に対して、何らの責任または責務を負うものではない。スポンサーは、その単独の裁量により、随時、本第7.04条に基づき、スポンサーから受託者への書面による費用放棄通知において明記される期間について、支払われる報酬の全部または一部を放棄することができる。スポンサーは本約款においてその報酬を放棄する義務を負わず、および当該放棄により、当該放棄の対象とならない期間について費用を放棄する義務が発生するものではない。スポンサーによるいかなる報酬放棄も本約款に基づくスポンサーの義務を軽減するものではない。

J. 本信託約款第 8.01 条(h)は、本書により以下の通り読み換えられる。

(h) 弁護士による助言

受託者は、自身が選択した法律顧問に、第 3.05 条(a)および(b)の規定に基づきスポンサーまたは本信託の費用負担により、本約款に関連する事項について相談することができ、受託者は、かかる弁護士助言に従って誠実に行った行為についていかなる責任も負わないものとする。

K. 本信託約款第 8.01 条(r)は、本書により以下の通り読み換えられる。

(r) 保管業務および代理人に対する受託者の責任

本約款第 3.02 条を前提として、受託者は、当初カストディアン、またはスポンサーの指示によって、もしくは受託者が合理的な注意義務を払って選任したカストディアンによる不履行について、責任を負わないものとする。受託者は、金以外の信託財産のためにカストディアン、代理人、弁護士、会計士、監査人およびその他の専門職を雇用することもでき、かかるカストディアン、代理人、弁護士、会計士、監査人またはその他の専門職が合理的な注意義務をもって選任されている場合、当該カストディアン、代理人、弁護士、会計士、監査人およびその他の専門職の不履行に対して責任を負わないものとする。金の保管、預託または引渡しおよび金の保管と保護預かりに関連する業務についてカストディアンにより請求された手数料および費用(疑義を避けるために、特定金口座契約および非特定金口座契約に従って当初カストディアンに支払われる手数料を含む。)、代理人、弁護士、会計士、監査人またはその他の専門職により請求された報酬と費用、ならびにカストディアンに従ってカストディアンに償還可能な費用は、第 3.05 条(a)および(b)の規定により、スポンサーまたは本信託から支払われる。金以外の資産の保管について支払われる手数料は、受託者の費用とするものとする。

L. 本信託約款第 8.02 条(c)および(d)は、本書により以下の通り読み換えられる。

(c) 受託者は、米国、その州もしくは行政管区または本信託もしくはその管理に関して課税権限を有するその他の法域の制定法、規則、規制によりその時々において必要であるとの自身の弁護士または会計士による助言に従い、選択を行い、税務申告書を提出し、税務報告書を作成、配布および提出するものとする。税務申告および税務報告書の作成のために雇用される会計士の費用は、スポンサーにより支払われるものとする。

(d) 本信託の計算書類は、法律の要件に従って、またはスポンサーの指示によって、スポンサーがその時々において指名する独立した公認会計士によって監査されるものとし、かかる監査費用はスポンサーにより支払われるものとする。かかる会計士による報告書は、受託者が受益的所有者に要求に応じて提供するものとする。

M. 本信託約款第 8.04 条(a)および(b)は、本書により以下の通り読み換えられる。

第8.04条 受託者の報酬

(a) 受託者は、スポンサーおよび受託者間の別途書面による合意に従い、スポンサーから、本約款に基づくその通常業務に対する報酬および本約款に基づき発生した通常の立替払費用の支払いを受ける権利を有する。

(b) 受託者は、本信託に対して、本約款に基づき発生した一切の費用を請求する権利を有

する。当該費用には第 3.05 条(b)または本約款のその他の規定に基づき本信託に請求できると特定されている費用を含むが、(i)前項の第 8.04 条(a)に規定された金額および(ii)本約款に基づき受託者による遂行が要求される業務を代理人が行う場合の代理人報酬は除かれる。

N. 本信託約款第 9.01 条(c)(i)は、本書により以下の通り読み換えられる。

本約款に従って保有される最後の金の売却手取金の受領をもって、受託者は以下を行うものとする。

(i) (1)特別業務に対して発生した報酬、(2)払い戻しを受けていない前払い金、(3)その他本約款に定める支払い(第 8.04 条(a)に基づきスポンサーにより支払われるものを除く。)に対する償還の合計額を、本信託から個別に支払いを受ける。

O. 本信託約款第 10.02 条の最後の一文は、本書により以下の通り読み換えられる。

募集および販売のための SPDR® ゴールド・シェアの当該登録、資格要件具備、それらの維持または終了、本取引所および一または複数のその他の取引所または証券市場への SPDR® ゴールド・シェアの上場、その維持または終了、連邦、州もしくは米国以外の証券法またはその他の法律に基づき要求される本信託の定期報告書およびその他の報告書の作成および提出に関する手数料および費用、本第 10.02 条に記載される行為に関する登録手数料、青空手数料、印刷費用、郵送費、弁護士費用、およびその他の立替払いによる費用は、スポンサーが第 3.05 条(a)に定められた方法により負担するものとする。

P. 本信託約款第 10.03 条(b)は、本書により以下の通り読み換えられる。

(b) スポンサーは、第3.05条(a)に従ってかかるライセンスにかかるコストを負担するものとする。

Q. 本信託約款第 10.06 条は、本書により全体が削除される。本信託約款第 10 章のその後続く残りの条文および第 10.07 条から第 10.15 条を参照する条文は、かかる削除を反映するように条文番号が変わるものとみなす。

2. 本修正により修正される事項を除いて、本信託約款は修正されないものとし、完全な効力を有するものとする。
3. 本修正で定義されていない大文字表記の語は、本信託約款でかかる語に与えられた意味を有するものとする。
4. 本修正は、任意の部数の副本により作成することができ、各副本は、作成および交付された時に、原本とみなされるものとするが、その全てが全体として単一かつ同一の修正を構成するものとする。
5. 本修正は、2015 年 7 月 17 日から発効するものとする。

[以下署名頁]

上記の証として、スポンサーおよび受託者は、本修正を冒頭記載の日付で、適式に作成および交付した。

World Gold Trust Services, LLC

スポンサー

署名：[署名] _____

氏名 ウィリアム・リンド

役職 最高経営責任者

The Bank of New York Mellon

受託者

署名：[署名] _____

氏名 スティーブン・クック

役職 マネージング・ディレクター

[SPDR® Gold Trust 信託約款第六修正の署名頁]

SPDR® Gold Trust

信託約款の修正に関する通知

2015年7月17日をもって、本信託約款は、本信託がスポンサーへ年率で本信託の日次純資産価額(報酬の目的のために算出されます。)の0.40%を手数料として支払う代わりに、スポンサーが、本信託のすべての通常の手数料および費用を負担する旨を規定すべく、修正されました。

この通知は、本信託約款の定めに従い交付されます。SPDR®ゴールド・シェア(SPDR® Gold Shares)の所有者によるいかなる行為も必要ではありません。

The Bank of New York Mellon

受託者